

# 江戸材木商史序説

助野健太郎

本稿は齊藤秀夫氏の協力を得て、昭和三十七年秋以来続けて來た江戸材木商史研究の一応のまとめをなすものである。これまで材木問屋（木場）に関する史料と研究は多少見られたが、材木仲買についてはほとんど見られず、ために我々は史料の採集や調査等の基礎的作業に意外に多くの時間を費やし、得たものは極めて少なかった。その内から、過去二年半にわたり、「聖心女子大学論叢」第二十集以下に「勝田家文書」や「三田文書」等の史料紹介を重ねて來たが、今回本格的執筆の段階に當り、一応從来の研究の成果と見通しを示し、大方の御教示を戴いて、よりよき編纂の実を挙げたいと願っている。

本研究が、江戸商業史研究の一部として、その開拓的意義と新らしい側面の紹介にいささかでも寄与するところがあれば、幸である。尚、本号を以て、過去六回にわかった拙稿を閉するに際し、本研究の機会をお与え下さった早稲田大学の西村正衛教授を初め、東京材木商協同組合の方々に、厚く感謝してやまない。更に本研究中、色々と御手伝戴いた市橋千里、大畑篤四郎、村田安穂、星野泰子の諸氏、文献・史料の貸与・撮影・複写等に便宜をお与え下さいました国立国会図書館、神奈川県立図書館、横浜市立図書館及び東京大学林政学教室、早稲田大学図書館、慶應義塾大学図書館、聖心女子大学図書館、フェリス女子学院大学図書館並びに勝田祐弘氏に心から御礼を申し上げたい。

（本研究は昭和四十年度文部省各個研究費による研究の一部である。）

# 第一章 江戸材木商の成立

## 第一節 近世的林業への発展

木材が商品化されたという点では、その歴史は実に古い。それは、近世をはるかにさかのぼり、すでに奈良朝の時代にはじまっている。

たとえば、竹越与三郎氏の『日本經濟史』は、神亀元年（七二四）、聖武天皇の時代のこととして、平城京に、瓦をおき、朱を塗った民家が建設されようとしたことを伝えている。「神亀元年、太政官より『上古は淳朴、冬は穴にし、夏は巢くむ。後世の聖人、代うるに宮室を以てす。亦た京師あり、帝王居を為す、万國の朝する所、是れ壯麗なるにあらずんば何を以て徳を表せん。其板屋草舎は中古の遺制、嘗むに難くして破れ易し。空しく民財を殲くす。請ふ、有司に仰せ、五位以上及び庶人の嘗むに堪ゆる者をして、瓦舎を構立して塗つて赤白となさしめん』との奏議に基きて民屋の改良を命じたりき。」（竹越与三郎氏著『日本經濟史』第一巻 二〇四～五頁）

もちろん、この事実は、必ずしも、木材が商品であったことを直接示してはいない。しかし、「嘗むに堪ゆる者」が、すでに建築を行うことができる条件が生れていたことをしめすものである。全体としていうならば、中世までの木材生産は、支配階級による支配階級のための、いわば自給材として、すなわち寺院、城郭、邸宅などの建築のために、その権力支配のもとで直接生産者に強制された類の生産が多かつたから、木材の商品化の程度にも、おのずから

限界があつたといわなければならぬ。

例えば、鎌倉時代に、すでに、材木商の存在を例示するものとして、しばしば引用される鎌倉材木座について、再び竹越氏のあげる建長三年（一二五二）、および建長五年（一二五三）の『吾妻鏡』の記事を見るならば、材木座が、直接的には「座」として登場せず、幕府御用材の到着地、処理地としてのみ重視されていることがわかる。すなわち、「建長三年十二月、執權北条時頼は之を以て「市中至る所に商店を見る」、土風に害ありとなし、商業区域と武家屋敷との別を定め、之を分ちて二とせしが吾妻鏡は此事を左の如く記録したり。

三日、鎌倉中々在々小町屋及買賣設之事、可加制禁之由、日來其有沙汰、今日被置彼處々、此外一向可被停止之旨、嚴密触之被仰之処也、佐渡大夫判官基政、小野沢左近大夫入道光連等奉行之云々、鎌倉中小町屋之事被定置処々。大町、小町、米町、亀谷辻、和賀江、大倉辻、乗飛、和坂山上云々。

不可繫牛於小路事。

小路可致掃除事。

小町屋は即ち商店にして、買売は即ち市場なり、此二個の商業は大町、小町、亀谷辻、和賀江、大倉辻、乗飛、和坂山上のみに限られたるものにして、近世語を以て之を表明すれば商業区域と住宅区域とを分別したるものなり。：：：今の材木座は以上建長三年の法令によりて商店及び市場の区域と定められたる和賀江の地に外ならず。而して和賀江が鎌倉政府の材木御用を負担したるは『吾妻鏡』にある左の記事を見て之を知るを得べし。

建長五年十月和賀江津材木事、近年不法之間、依難用造作、被定其寸法、所謂榑長分八尺若七尺、令不足者、令点定之、奉行人可申子細之由云々」（竹越氏著『日本經濟史』第二卷 九〇~一頁）

もちろん、こうした記事は、和賀江の津が材木集散地であり、そこに、「座」が形成されていく事實を否定するもの

ではないが、豊田武氏が例示する、関西（特に京都）地方におけるような、材木商区の形成、專業と分業化（美濃材間屋）などとは、はるかに遠いものであったろう。

関西地方においても、木材生産は賦役労働であったことは、同じ竹越氏著の次の記事にも明らかである。

「摂津の守護三好筑前守が、数年来の怠納したる租税を、一時に納付せんことを要求するや、農民京都に出で、幕府の出納職櫛林長高に書を呈し、左の如く抗議したるを見ては、死生の際に処しては柔順なるものもまた驚くべき勇氣を生ずるものなるを見るべし。」

一累年すこしづゝ未進を仕る事はうはうの要害御普請の竹木御取なされ又者夫足やむ事なく勤たてまつるに依て農桑麻綿疎略に罷成十ヶ年已前之三ヶ一ならでは無御座候事

に御座候事

数年の未進此度是非とも皆済仕候やうに被仰付候者めんめん所帶を上納仕候而逐電覚悟に御座候事被成下御有免候者來年夏麥にて少宛なりとも皆済仕候様にいたすべく候被加御慈哀候者有難可奉候已上

天文十六年

御領所 百姓中

御奉行様

（竹越氏著『日本經濟史』第二卷二〇二～三頁）

ここに取り上げられている「要害御普請の竹木」を「夫役」によって保証する体制のなかでは、林業生産は、いわば掠奪生産であり、そこから、材木商が形成されることは、特殊の例を除いて想像できないところである。

こうした、中世的木材生産を一変させたのは、実に、織豊政権をへて徳川氏により確立された近世社会の成立であったといえる。

一七世紀に「都市として考へてもよい聚落は、三千五百前後になつてゐるとみてよい」（原田伴彦氏著『日本封建制下の都市と社会』）といわれるが、江戸、大坂をはじめ、全国にわたつて大小二〇〇余の近世都市があいついで形成され、それと共に土木、建築、造船などの諸事業がにわかに発達したことは、木材生産を変革せずにはおかなかつた。

都市と生産の飛躍的発展による木材需要の激増と、その質的変化は、中世のように、一部支配者を対象とする、特殊商品としての木材ではなく、生活必需品としての木材を要求していた。それは、これまでのような掠奪生産と原木供給という木材生産を変革せるものであつた。

しかも、都市の木材需要は、単に、都市の形成、人口集中というだけで激増しただけではなかつた。都市の過密住宅とその構造的弱点（木造、カマド使用、用水の不備等々）は、大規模な火災を年々発生させ、その度に、木材需要を拡大させた。

江戸に例をとるならば、まだ都市としての形態をととのえつつあつた慶長六年（一六〇一）、すべてを灰燼に帰したといわれる大火にはじまつて、明治二十五年（一八九二）まで、大火災と呼ばれるものだけでも実に一一〇回（『東京市史稿・変災篇』）、二年一〇カ月ごとに一回の火災があつたこととなる。これに、二五回の風水災を加えると、ほぼ二年余に一回の大被害が江戸市中に発生していたことができる。

一方、林業生産は、幕藩体制の確立にともない、石高制が全国的換地の実施により成功するなかで、賦役労働による掠奪生産から、農民による小商品生産（人工林の育成）へと転換しつつあつた。もちろん、当時の農民の資力の不足、輸送手段の未発達による市場の狭小性などのために、近世初期から中期へかけては、領主の資本や都市の問屋資

本、総じて「前期的資本」ともいすべき性格の資本が投ぜられて、生産が続けられていった。しかし、中期後半以降になると、一般に、近世の「民間」林業地帯と呼ばれている山間部では、都市の間屋資本の前貸制によることなく、自らの資本にもとづく資本家の木材生産も成立してくる。全国的規模での「育成林業」への転換こそは、近世林業史の要約というべきものであった。

（この節、主として西川善介氏「林業經濟史論」による）

## 第二節 江戸材木商の成立

近世社会における都市は、例えば城下町をとつて考えただけでも、鎌倉・室町期における都市と、その量・質共に格段の差があることは明らかである。

さきに見た鎌倉材木座、あるいは京都堀川の材木商とは、異質な材木商人の成立は、こうした木材市場の変化と結びついていることはいうまでもない。

これまで、江戸における材木商の成立は、『文政町方書上』に基いて、慶長期の江戸築城のさい、諸国から呼び寄せられた商人が定着したものが起源とされている。この定説に対し、最初に疑問を発したのは、吉田好彰氏監修『木場の歴史』（一九五九年四月刊）であり、理論的にこれを解明したのは、西川善介氏「江戸材木商の起源」（『林業経済』一六九号、六二年一月）であった。

まず、江戸材木商の所伝によれば、「御城御普請に付、慶長九辰年中、國々より被召出、御材木伐出御用向、同年三月二十五日被仰付候所、大御用に付御免の儀奉願候得共、御聞濟無御座候に付、同年八月二十七日御請仕、同十一年御成就迄、無滞御用相勤候に付、當時本材木町の所に其砌一同罷在、材木商売仕、同年より延宝元丑年迄六拾八ヶ年

の間、問屋・仲買の無差別、商売致候處、山方え遣し候金子の儀に付、及出入候處、山方に相勧候者共は問屋に相成、御府内に罷在、御屋鋪方御出入等も出来候者共は仲買に相成候旨、取極和熟仕、出入相済、右仲買共、本材木町組、南茅場町組、新材木町組、神田材木町組、三拾間堀組都合五組に相定、其後益々御府内繁栄に付仲買の儀も所々に相増候」（『御府内備考』卷六九）というものである。

文面をよく読み、本稿の作成された文政年代には、「値段書上げ」の特権が、各ヶ所組に行われて、文中の五ヶ所組の特権ではなくなっていることを考えあわせるならば、この主張は、明らかに「五ヶ所組」の仲買中における特殊な存在（御用商人、系譜の正統性）を誇示するものである。

『木場の歴史』は、「太平洋戦争前、仲買組合の記録編集者は江戸地付の材木商人は、開府前白木屋ほか二軒あった」と伝えている。また当時江戸には含まれなかつたが浅草にあって浅草寺觀音の建立にゆかりを持った勝田茂左衛門が木材薪炭業を営み、今日勝田屋木材として新宿で引継がれている。家康の関東入国当时には江戸と呼ばれた地域に約五十戸の町屋があつたとのことで地付の材木屋とはいえ決して專業ではなく、薪炭、杉皮、茅屋などをはじめ多岐の商品を売買していたと推察できる。秩父屋（初代宮城利八）のごとく諸侯が江戸に邸宅を持つため随行を命ぜられた者（元禄二年＝一六八九）——やがては材木業を営む——も駿河、三河、遠江、尾張地方のほか徳川家に関係深い地方に例があつたと思える。もつともこれらが後期における商業利潤追究だけの商人だとは断定できるものでない。」と「通説に疑問を抱いても根拠のないものでないこと」を主張している。

この主張は、当時としては（史料の裏付けは薄弱であつたが）画期的なものであった。私等も又、西川氏稿を見る機会はなかつたまま、勝田家史料から、この主張を裏付けてみた（『聖心女子大学論叢』第二〇集）。西川氏の論文は、勝田家史料を引用して、「江戸材木商の起源」には「慶長期江戸城造営後に本材木町を中心としてその周辺に定住した材

木商」の系譜と共に、それ以外に「少なくとも浅草の竹木薪炭商人については後北条氏時代から存在した」と論証している。

私の論文は、これを一步すすめて、勝田家が、浅草寺を背景とする在地土豪の出身であり、戦国期にはすでに用材薪炭のこととに加わっていたこと、また徳川政権の成立にあたっては、勝田家などの在地土豪が政策的に排除され、政権確立後に、再びその統制下に掌握される、というコースを推定してみた。

勝田家の系譜をたどるべき資料としては、同家伝存の数点の古文書、過去帳等があるにすぎず、これらはいずれも幕末の作成であり、傍証とすべき文書も残存していない。従つて、私の推定は極めて大胆な仮説ともいうべきものにすぎない。勝田家の系譜を伝える代表的文書は次のものである。

由緒御尋=付奉申上候

私先祖茂左衛門儀

ナツマイ

内々業阿之儀者、

永祿年中、御当所千束村宮戸川前ニ住居仕、其節耕作仕候場所等無御座候得共、百姓名目ニ而、内々業阿之儀者、右川通り江薪井ニ材木、地木之類、川岸江揚置渡世仕候由緒御座候、慶長年中より浅草寺御入用材木類御用相勤來、寛永年中、当山觀音堂、井諸御末社向御修復之節、材木御用向相達候節、被官名目ニ被仰付候、右之段申伝有之、以唯今、毎年正月十一日於觀音堂、斬初之節者、大工棟梁同様罷出相勤申候、其後貞享年中より、由緒以有之、紅葉山御入用薪炭御用相達來候、其後元祿年中より、毎年正月、紅葉山御靈屋向、其外御鎊、御門松、右者金沢坂本村より積送申候ニ付、私川岸江水揚ニ致、御預々被仰付、一之御鳥居御鎊葉付大竹、右者私方より奉調進候而、年より十二月廿五日、右御場所江、以唯今、相納來候、右者浅草寺御用相勤候由緒ニ而、紅葉山御用納物等仕候儀ニ御座候、御尋ニ付、此段奉申上候、以上

安政四年

九月十八日

御代官所

浅草寺出入町人被官

勝田屋

茂左衛門

文書そのものが語るように、ここに取上げられた事実は、すべて「口伝」であり、傍証としては、現実に「御用達」であるということと、斬初めへの列席ということだけである。

だが、勝田宗家と、浅草寺の関係が極めて密接であること、十社権現の子孫と号する勝田宗家を含む一団が寺領管現社として君臨し、しかも、浅草寺領千束郷の開発には、勝田宗家も関与するなどは、真実性をもつていて。そして、浅草寺そのものの創建が、七世紀初という寺伝は信じられないとしても、『吾妻鏡』が記録する治承五年（一一八二）七月の浅草大工の召集、あるいは浅草寺に五〇人を収容する食堂が存在したという建長三年（一二五二）三月の記事などは、浅草寺が関東における有力な莊園領主として君臨していたこと、当然のことのように、工人を従えていたことを推察させる。

しかも、永祿二年（一五五九）の『小田原衆所領役帳』は、四〇貫九〇〇文・浅草寺家と並んで、江戸鍛冶四貫二〇〇文・浅草内近藤分、江戸番匠四貫・二九〇文・千束内朝倉分という記録を残しており、在地土豪的な勢力が、後北条時の弟、茂左衛門が、千束村で「耕作仕候場所等無御座候得共、百姓名目ニ而……薪井ニ材木地木之類」を商売したという記載は、茂左衛門家も又、単なる商人ではなく、在地土豪的性格をもつていたことをうかがわせるに十分である。

う。

すでに、天正一八年（一五九〇）、道三堀の開通と共に、材木町が形成され、慶長の大工事の基礎を形造っていたことは、推察に難くない。ここに呼び集められた材木商人は、おそらく、旧領からのものが中心であつたろうが、慶長九年（一六〇四）三月には、築城の諸材伐出を命ぜられ、同年八月に請負うという力量をもつ商人に成長していた（三～五月の間、これらの業者は相談を重ねたであろうし、少なくとも、これらの業者は江戸に定着していたと考えてよい）。

この間、勝田家はどうしていたか。徳川政権は、これら在地土豪の処理について慎重であった。下谷一帯の寺社地は、いすれも、こうした在地土豪的性格を残すものであつたが、家康は入都以来、寺、社領安堵によつて彼等を掌握する一方、江戸市街整備のなかで、軍事的配慮にもとづく寺、社の移住を行い、同時に彼等の在地性を奪うことにも成功していく。また、寺社以外の在地土豪については、国役負担者、あるいは草創地主として町人化を促進していく。

おそらくは、浅草寺領内で材木商を営んでいたはずの勝田茂左衛門家が、「浅草寺御用」として口伝されているのは、慶長年間であるのも、こうした徳川政権の政策的排除の対象となつていて、存分に活躍することができなかつたからであろうか。

こうして、江戸における材木商集団には、これまでの在地性をもつ一団、および移住してきた一団とがあつたことが推定される。しかも、この移住してきた一団の中には、天正～文祿期、慶長～元和期と二つの段階があつたはずであり、それぞれの階層差については明らかではない。しかも、後述のように、寛永期、元祿期という江戸移住の二つのピークが続きながら、これら草創商人との間に、格別の差異もなく上昇した層があることは、初期材木商の特色と

もなつてゐる。

## 第二章 豪商の出現と株仲間の結成

### 第一節 伝説的豪商の出現

江戸における材木商は、召集・移住・在地の三つの出自をもちながら、それぞれに、問屋・仲買の区別もなく営業を続けていた。

前述のように、江戸は二年余ごとの大火をうけては、より大きくふくれあがつた。しかも、この間、元和元年（一六一五）五月、大坂の豊臣氏がほろび、一年後の四月、大御所家康は、七五歳で死んだとはいえ、寛永一四年（一六三七）の島原の乱、慶安四年（一六五一）の由比正雪の事件を最後に、「鎖された平和」が確立していった。

元和元年（一六一五）七月の「武家諸法度」によつて、大名の幕府への服従が強要され、参勤交代が義務づけられると、大名たちの江戸邸の建設も促進された。

これらの事情がからみあって、今日ではすでに伝説的存在とまでなつてゐる紀文（紀伊国屋文左衛門）、奈良茂（奈良屋茂左衛門）などが登場する。

しかし、彼らの登場は、偶然に、幕府や諸大名との結びつきをもつたということではなかつた。彼らなりの、長期にわたる努力が必要であつた。

例えば、紀文・奈良茂に先駆する神田佐久間町一丁目、伏見屋森川五郎右衛門については、次の記録が残されてい

る。

先祖五郎右衛門儀は、摂津国郡不知、伏見出生にて御座候処、御当地繁栄に付、寛永年中罷出、当町に住居仕、其砌より材木商売相始、追々手広に相成、寛文九酉年三月十三日地面買受罷在候処、寛政元子年十二月七日、父五郎右衛門儀、初、鹿野河内守様御番所へ被召出、御勘定所御用達被仰付、御扶持方三人扶持被下置、肩衣御免、町御会所相勤居候（下略）

このように、出生地も不明の一商人が、寛永年中（一六二四～四四）の江戸へ、材木商を初めるために上京してくる、ということが、家康の江戸経営開始後、三〇五年の間に一般化してきたのである。しかも、寛永年間には、四、九、一一、一二、一四年と大火が続き、特に一八年（一六四二）正月二九日夜から三一日の夜まで、開府後、最初の大火、といわれるほどの大火災があつた。

この大火災のさい、市内三五ヶ町に材木商があつたという『御府内備考』神田佐久間町一丁日の記載は、注目すべきものがある。

寛永十八己年中大火御座候に付、諸材木、炭・薪等迄焼失仕、御用等御手支御座候由、其上、所々町中に材木の類高積仕置候由にて、御詮儀の上、河岸附にて諸材木、炭、薪等商売仕候、当町并同所久右衛門町、日本橋辺、本木材町、三拾間堀、本八町堀辺、都合三拾五ヶ町の町人共、御評定所え被召出、深川木置場に於て屋敷被下置候旨、御老中松平伊豆守様被仰渡、拝領屋鋪被下置候儀に御座候（下略）

少なくとも、この記事に従うなら、江戸市中三五ヶ町に材木屋がひろがっていたといえる。いわゆる古町と呼ばれる、当時の江戸の町数は約三〇〇町であるから、少ない数とはいえない。

当時の材木屋の総数は明らかとはなっていないが、延享四年（一七四七）の記録（『御府内備考』深川木場町の項）に、

深川材木問屋一人、川辺問屋八人、問屋名題五二四人とあり、「問屋名題」の業態が何をさすか不明であるが、すでに、問屋・仲買の分離が行われ、寛永一八年（一六四一）をへだたる一〇〇年の数字ではあるが、問屋の実数としてはほぼ固定していたと思われ、これに仲買約五〇〇を加え、一、〇〇〇軒前後の材木商がいたと推定しても、大差はないであろう。

とすれば、その中の競争は激烈なものがあったにちがいない。森川家が、こうした中で蓄財をすすめ、寛文九年（一六六九）に地所持となり、寛政元年（一七八九）、ついに勘定所御用達となつていくコースは、強いねばり以外の何ものでもなかつたであろう。

当時の江戸において、地面持が、どれほどの地位であったかは「沽券にかかる」という言葉がよく示している。江戸で正式に町人としての身分を法的に認められているのは、町地を所有する地主町人に限られていた。したがつて、沽券状を取得して地主になることは、江戸市民としての市民権を獲得することであり、町人の名譽であるとともに、町人に欠くことのできない信用保持の条件となる。江戸に進出してきた諸国商人は、ばく大な金を払つて地主町にならうとしていた。

例えば、はるか後年の文化年間（一八〇四～一八）の著『世事見聞録』によれば、万治の頃（一六五八～六二）京橋銀座の地所が四五貫文（金一〇両程）であったという。当時の地代は一年に七～八貫といわれていた。坪数を明らかにしないが、一小間（表間口一間×奥行二〇間）あたりの値段であったとすれば、材木商としては最低数小間を必要とし、これに「弘メ」と称する沽券状作成のための費用等を含める時は、極めて多額のものとなることは明らかである。しかも、この地所が、文化年間には、一〇〇両程度に相当したというから、勝田家文書にある沽券金三〇〇両（地所代二五〇両）の地所三五坪（花川戸所在）と比較しても、推定に大差はなかろう。

森川家が地所に投資を開始した寛文年間は、西川善介氏により「寛文期前後は、日本林業經濟史の上で一時期を画している。すなわち全国的にみて近世初期以来の略奪林業によつて『天下の山林十に八尽くる』状態にたちいたこと、その尽山化に対応して代表的林業地帯の林政がようやく具体化してくるのである。その思想的背景としては山鹿素行、松平定綱、熊沢蕃山等の現状を強く批判した林政論が現れていた」という特徴づけが行われている。

材木業者の中に、後述するように、問屋・仲買の業態の分離が進行し、江戸の材木商友野与右衛門、吉田勘兵衛等が、箱根用水の完成や、横浜吉田新田の埋立に努力し、開発地主となることを考え、森川や奈良茂が江戸の土地に投資し、さらに紀文が御用商人として、一世にうたわれるのも、実は、掠奪林業を背景として巨大な蓄積を行ながるも、林業生産そのものの限界から、次の方向を探しもとめていた努力といえないことはない。

ある意味では、京都堀川の材木商・伊藤仁斎が、寛文二年（一六六二）、家塾古義堂をひらいたのも、そうした転換の一つであった。

だが、材木商全体の動向は、こうした表面の華々しさではなく、生活必需品でありながら、同時に「原始産業的性格と林産物用途および購入者の限定による、一般的な売手市場の存在と季節的・社会的需要のズレ」という、きわめて投機的な商品を扱いながら、いかにして営業を継続・発展させるかに苦しんでいた。

## 第二節 株仲間の成立

天正一八年（一五九〇）、家康の江戸入部と共に、召集され、移住してきた材木商たちは、道三堀河岸に材木町を形成し、その後、慶長一七〇二年（一六〇六・七）の「町づくり」にともない、日本橋辺に材木商が移住させられたことは、既述のとおりである。

このころ、材木商の間に、問屋・仲買の区別もなく、又、特別の組織もなかつたであらうこととは、想像される。さきにも引用した、寛永一八年（一六四二）正月の大火灾のさい、三五ヶ町に材木屋が散在しており、しかも、その取締にあたつて、「町人共」が評定所に呼び出されていることも、特別な同業組織のなかつたことを裏付けるものである。

西川善介氏は、この記録を引用、「慶長期江戸城造営後に本材木町を中心としてその周辺に定住した材木商が、それ以降おこなわれた区画整理によつて漸次周辺へ分散し、後の五ヶ所組合近辺に定住した」と考へ、その時点を寛永一八年からそれほど遡らない過去とみている。

『文政町方書上』のあげる三五ヶ町の筆頭は、神田佐久間町一丁目、神田久右衛門町、日本橋辺、本材木町、三拾間堀、本八丁堀辺であり、同じ『書上』があげる、いわゆる仲買五ヶ所組合との地域の一致が見られる。

従つて、当初は、水運等の便からも集団的に定住していたもので、それぞれの町の「町人」が支配するという形の同業集団となつていたものが、さきの寛永大火の『書上』にもあるように、三五ヶ町にひろがり、しかも、「所々町中に材木の類高積仕置」という、一般民家との混住がはじまつたため、同業組合の結成が急がれたのであろう。

『木場の歴史』は、材木仲買仲間の形成を享保六年（一七二一）九月の町触によるものとし、これまでの通説によれば、『文政町方書上』にもとづく、延宝元年（一六七三）、問屋・仲買の分離にもとづく五ヶ所組の創立を起点としていた。

『木場の歴史』は、仲間組織が「内分組合」から、「御免株」あるいは「名前書上」という公認の組織となつた時点を、仲間形成の時点としているので、必ずしも、それ以前に組合がなかつたとはしてはいない。従つて、同業（同職）組織に対する、幕府の政策の推移を見ることは、仲間形成それ自体の資料が現存しない今日では、一つの意味をもつ

ている。

幕府の法令が、商業組織にまでふれてくるのは、明暦年代以降のこととされ、なかでも重要な、明暦三年（一六五七）九月の触書については、さきに全文を紹介した。この触書から、材木商についていえることは、

- ①すでに、材木仲買、竹屋、薪屋の「仲間」がつくれられ、人員の制限、価格維持等の機能をはたしていること。
- ②材木問屋が、すでに一味の申合をして、入荷統制を行つてること。

の二点である。しかも、幕府は、「仲間」そのものを禁ずるのではなく、「申合」を禁じているのであるから、いわば、非公認ながら「仲間」の存在は認めるという立場になつていたといえよう。

こうしたなかで、『町方書上』の言及する延宝元年（一六七三）の、問屋、仲買への分離が行われる。「山方之遣候金子の儀」について「出入」（訴訟）が行われたという事情は、これまでのところ、明らかにされていないが、おりから転換しつつあつた育成林業への発展は、山方農民資本の発言力を増したであろうし、そのことが、問屋・仲買の区別なしに、山元との取引を行つていた材木商内部に変化をもたらしたにちがいない。

しかも、問屋・仲買の分離が、必ずしもスムーズにいかなかつたであろうことは、問屋組合の結成を元禄八年（一六九五）とする次の文書から推察できる。

### 川辺 問屋株註之事

一 竹木炭薪川辺 三番四番 三組間屋之儀者、元禄八年正月中組合相立、宝永元年申年洪水而、橋桁切上、總濬差埋候付、当組而茂冥加御 御用相勤、基後享保九辰正月中、大岡越前守様町方御勤役之砌、商売之諸品毎月書上被仰付、延享元子ノ三月四日、嶋長門守様、能勢肥後守様御勤役中、川辺問屋人数五百貳拾四人御定メ被下置、町御触御座候、人数之内而相続仕来、寛政七卯四月六日、池田筑後守様御勤役中、并文化四卯六月十八

日、根岸肥前守様御勤役中、兩度書上、御帳付奉願上、願之趣被仰付、同九申二月中、堅川定被仰付、同年九月中、問屋共銘々江御鑑札御渡被成下置、夫々連綿相統仕来、難有株式之処、天保十三寅十二月十三日、鳥居甲斐守様御勤役之砌、問屋組合御停止被仰出、同十四卯三月六日、御鑑札御取上相成候、以来自假之儀を致居候処、今般厚依御仁惠、当三月中、南御奉行遠山左衛門尉様、於御白洲、仲ヶ間組合再興被仰付、一同冥加至極、難有仕合、依之永久為忘却仕間舗、川辺問屋立以来百四拾五年、□々□相作株式為券証、伝子々孫々々処仍如件

嘉永四辛亥年九月

川辺毛番組吉間屋  
本所猿右衛門町武丁目  
再興の節 挂り行事 万屋兵四郎 印  
川辺五拾八番組問屋  
本所柳原老丁日

川辺五拾八番組問屋

この文書は、株証という形で、問屋が記憶すべき事実の数々を記載している。ここで問題としたいのは、特に、元

祿八年組合相立、ということである。明暦三年（一六五七）以前に、すでに仲間の存在が傍証でき、しかも延宝元年（一六七三）には、問屋・仲買の業態を分離したはずの問屋が、新に「組合相立」の必要に迫られた事情は何か。

寛文～元祿期に、近世商業の最初のピークが見られること、川辺問屋の扱い材が、青梅、秩父材等、関東地方のものであること、などが、その背景にあつたのではなかろうか。

『御府内備考』深川木場町の頃には、元祿一四年（一七〇一）、材木問屋一五軒が、深川木場町（当時埋立地）を町屋なみに扱うことを願つて許され、正徳元年（一七一一）からは代官支配地から町方御支配になつた旨が記されている。材木問屋は、一〇〇年の歩みを通して、このように前進したのであり、しかも、同じ文中に、「延宝年中（一六七三）八二）之木場ニ而、材木問屋とも商売仕候節者、御公儀様御手出御伐出しと申義者無御座、諸国より問屋ともえ入込候材木御買上被遊、御咸納=相成候迄者右木場ニ御差置」という記事があるように、彼らは、御用材をまかなうという特権をこの頃すでに確保していた。

問屋層が、このように、組織的にも、その基盤を拡げていったとき、材木仲買が、どのようにしていったか、史料の現存するものはない。延宝元年（一六七三）の分離も、必ずしも仲買商の完全な分離とはいはず、「御府内に罷在、御屋舗方御出入等も出来候者共は仲買に相成……五組に相定」めた、という、「御出入等も出来候者」の結集が進んだとしても、そのことが直ちに仲買仲間（或は五ヶ所組に限定したとしても）の結成になつたとは考えられない。

この間、幕府の対仲間政策にも、若干ずつの変化があらわれてきたことは否めない。まず、宝永二年（一七〇五）、町奉行坪内能登守の命により江戸町寄樽屋藤左衛門による問屋調査が行われたが、それが何のためであったかはわからない。少くとも、享保二年（一七一七）五月の御触書では、物価の上昇は「諸商ひ銘々心次第に売買可仕処、御停止に相背き銘々申合せ、仲間をたて直段をきめ、人々心次第之直段下直に売買は成がたく様に仕る」ことが原因であ

り、従つて、「其類ひ中合、仲間をたて直段等相極め候様有之においては召捕、急度曲事可申付」だと、強硬に仲間禁止を打出している。

この法令は、少くとも、二年前の正徳五年（一七一五）四月、正徳金銀の流通促進のため、江戸町中の問屋が「問屋仲ヶ間にておののおの組合を立置」、「在方荷主に正徳金銀をもつて支払うことを要求した法令と矛盾しているかに見える。

だが、仲間組織の奨励も禁止も、いわば問屋の商品流通に占める機能を認めた上でのことである。幕府要路者の目まぐるしい交替のなかで組織の保全こそ確保できなかつたが、すでにその力量は十分承認されたのである。

### 第三章 新興の材木商たち

#### 第一節 仲買仲間の確立

享保六年（一七二二）八月、幕府は「此度諸商売物新規仕出致間敷旨被仰出候ニ付、諸商売人類寄せ致し、向寄能様組合相極、帳面ニ認差出候様被申渡、左之諸商売人名目附被申候」（『東京市史稿』市街篇卷二〇）という法令を出した。これは、新規製品の製造を禁止し、その取締りのために都合のよいように組合結成を奨励したものであるが、諸商人・職人は月行事を決め、つぎつぎと組合帳面を差出した。

統いて九月、江戸の大火後、建設資材が高騰したことを理由に、同業組合をつくらせ、月に三度、値段書上げを行うことを命じ、さらに、一一月二三日、次のような町触を発令した。

覚

一、諸商人、諸職人組合相極、月行事相立、新規の品巧出し不申様、被仰付候間、先達て申渡候、組合帳面差出候に付、其々の月行事名前付可差出候事

一、火事以後直段二割三割の外、高利取申間敷儀に付、竹丸太、葭賣、繩、筈、筵商売人組合仲間相定、吟味可仕旨被仰付候に付、毎月相場書五日、十五日、廿五日右三度宛差出可申候、尤月々之行事之名前付書付可差出候事

一、先達て組合候者共の外、新規商売に取付候者有之候はゞ、其役相届け、帳面に付可申候、帳面に付不申、組合之入申候者有之候はゞ、可為越度候

一、同商売にて仲間え入不申候者有之候はゞ、仲間之者共方より相改可申來候事、但、仲間え入不申候同職之者有之、仲間の者相改、以後自分了簡を以商売相構候事など不仕、左様のもの有之候はゞ其者名、住所承届、可申來候

一、先達て組合え入候商売人、職人家職相止候願、家職いたし替候か、又は所替いたし候はゞ相届、帳面なおし可申事

一、先達て組合候商売人、職人にも、人数限り候事にては無之間、新規に商売に取付候者有之候はゞ、相届候上、勝手次第商売可致候、尤同職人より妨申間敷候事

附、商売いたし替候事も同前に候事

右之趣共有之候はゞ、早速奈良屋所之可訴出候

十一月

（竹越氏著『日本經濟史』第五卷、五四八~九頁）

この一月町触は、これまでの町触の集大成というだけでなく、以後の新規開業、転廈業の届出を、組合が行うことを規定した点で特色がある。もちろん、「自分了箇を以商売相構」えることは禁ぜられたとはいへ、組合・仲間組織を法的にも継続・維持させ、その組織を通じて物価引下げ、および商品流通の統制を行おうとしたものであった。

材木問屋、仲買の間では、すでに仲間が結成されていたであろうことは、前述の通りであるが、この町触までは、内分組合にしかすぎなかつた。しかし、幕府当局者が、組合（仲間）の実力を認めざるを得ないような動きは、この前後に、相当強まつていたと考えてよい。

例えは、勝田家文書の『天保十二年正月・材木仲買人別帳』の余白に記入されている享保二年（一七一七）一〇月、「御厩川岸々橋場辺迄川付竹木渡世者一統川岸役ツナキ置度段御願申上候処、願之通御聞済相成、被仰渡候御書付」といふ写では、浅草三好町、材木町、聖天町、今戸町、橋場町の問屋および材木屋の連名に統いて、各町名主連名があり、材木町の伊兵衛、与兵衛は、「行事」と肩書きしており、町名主と並ぶ存在として、実質的に認められているといえよう。

ともあれ、享保六年（一七二二）一月の町触によって、材木仲買仲間が公認されるに至つたことは、たしかに、江戸材木商史における一大転機でもあつた。町触そのものが、新興商人の集団を想定し、旧来の「仲間」への加入を必ずしも義務づけようとしていることは、文面の通りであり、この年代に、ほぼ人口一〇〇万、世界第一の都市「大江戸」の町の姿ができるがつたこと、商人間にも新・旧勢力の交代が初まりつつあったことを前提として、発令されているともいえる。

元禄期の豪富、奈良茂は、すでに、正徳四年（一七一四）に歿しており、その遺言状には「何様事候ても商仕間敷」とあつて、一三三、五三〇兩余の財産の三分の一は土地や家屋三〇ヶ所に投資し、『仕舞うた屋』に転じてい

た。同じく紀文は、その頃までに材木商をやめ、千山と号して、俳句を楽しむ毎日となっていた。

こうした、新旧勢力の交替現象は、仲間組合の動きのなかにも反映している。おそらくは、享保六年（一七二一）以前から、仲間組合は、五ヶ所、七ヶ所、九ヶ所の三大組にわかれていたと思われる。このなかで五ヶ所組は、「独特な成立事情と、したがつてこれに基く特権を持ち続けてきている。材木三間屋に対する団体交渉のために総仲買仲間に置いている大行事というものは必ず五ヶ所組合のメンバーから選出されており、古くから『御府内惣仲買人別帳』を預って、総仲買仲間を代表した。五ヶ所組合は府内材木値段の決定権を天保株仲間解散以前から保持している」（西川善介氏「江戸材木商の起源」といわれている。

五ヶ所組の成立事情は、『文政町方書上』に見る通り、いわば特権商人の集団である点をうかがえるが、総仲買仲間を代表して、直段書上を行なうに至ったのは、勝田家文書『材木仲買人別帳』末尾の手控によれば文政四年（一八二二）十二月のことであり、少くとも、享保の仲間結成のさいは、町触文書に従い、各ヶ所組が、それぞれに「直段書上」を行なっていたと思われる。

五ヶ所組そのものも、安定した大組とはいえなかつた。東大林政学教室所蔵の『竹木薪炭川辺巻番組古間屋記録』（以後、東大文書と略称する）には、安永一〇年（天明元年一七八一）三月の覚として、

一仲買衆組合之内  
 三十間堀町 三十間堀町  
 神田佐久間町 新材木町  
 新材木町 二ヶ所 本材木町 与相分レ申候、右三ヶ所江  
 神田佐久間町 茅場町  
 中材木出入以後厚キ義理合出来相勤申候事

一右三ヶ所之儀安永三年仲間内採合有之候而  
 三十間堀町茅場町  
 本材木町新材木町 四ヶ所組合ニ相成、神田佐久間町ハ右之以後壳ヶ

所相分レ申候事

一右之通近年四ヶ所組合ニ候処、安永九年年秋比々、仲間揉合候而茅場町者壱ヶ所相成候事  
但三ヶ所者本材木町三十間堀町等新材木町相成申候

と記録されている。しかも、この前の条に、

一中買中二季寄合之節間屋組合より行事見舞左之通

一式ヶ所寄合者新材木町正月三十間堀町七月廿六日

年番町江 薫籠壹荷持參之事

一右式ヶ所手代寄合二月八月五日年番町江正月廿六日 薫籠壹荷持參之事

一神田佐久間町寄合正月七月六日 薫籠持參之事

一右同所手代寄合二月八月五日 薫籠一荷持參之事

一本材木町茅場町寄合正月七月廿六日 此二ヶ所二季寄合共素礼之事

但薰籠堅く無用之定メ

一右同所手代寄合二月八月五日 是又素礼見舞之事

とあって、五ヶ所組合が、早くも、延享年中（本文書の前文によれば、「年番行事勤方之儀、延享二年正月迄次送り之書物相済、同三年之二ヶ年之間、年番者無滞相勤、帳面<sup>江</sup>勤方相記シ不申候儀者、深川材木問屋与此方組合角木出入有之、其間タ御公用井諸事勤方繁く、右帳面相廻シ之儀中絶致し候」とあるので、延享二年～三年（一七四五～六年のことである）に、川辺問屋を支持する三ヵ所と二ヵ所に分れ、安永三年（一七七四）、神田佐久間町組が「仲間揉合」から独立、四ヵ所と一ヵ所になり、安永九年（一七八〇）四ヵ所の「仲間揉合」から茅場町組が独立したという。三

カ所、一カ所、一カ所のよう見えたながら、前書きから判断すれば、角木出入が後をひいて、川辺問屋派の新材木町・三十間堀組の二カ所、および神田佐久間町組の一カ所、深川問屋派の本材木町・茅場町の各組と四つのヶ所組に分裂していたようである。

この角木出入という問題の内容は、『御府内備考』深川木場町の項に記載されている程度にしか不明であるが、單に古問屋が、深川木場問屋同様、押角や半角を店頭で扱う、というだけでなく、「只今、深川材木問屋共々仲買共え材木売渡し、一注文と中小金ニ者不売渡候趣、仲買とも商売手狭ニ而難儀之由ニ付、向後左様ニ手狭成私法を相止、差支無之様ニ可申合候」とあって、仲買との間に「厚キ義理合」が生じていた。

深川材木問屋が、幕府用材の取扱から特権をありかさし、元文四年（一七三九）一一月、靈岸島辺で材木を扱つていた者をしめ出して仲買か、問屋へ強制的に区分していくことも、この遠因になつてゐるに相違ない。いずれにせよ、享保から天明にかけての五ヶ所組合は、その内部に複雑な新旧勢力の交替を示していただにちがいない。

しかも、彼らは、「五ヶ所」としての特権をすでにもつっていたであろうことは、東大文書『定』（安永一〇年＝一七八一）の記事が、五ヶ所組合に統いて、

### 一七ヶ所九ヶ所者前々之通年番町江蒸籠壺荷を持參之事

但 三月十日 定日也

一九ヶ所手代二季寄合見舞素礼蒸籠堅く無用ニ定之事

但 二月 五月 定日也

と記し、七ヶ所、九ヶ所（特に九ヶ所手代組）への差別を見せていることは注目される。また、組の構成も、勝田家文書『材木仲買人別帳』（天保一二年）と比較すると、若干の異動がある。

## 七ヶ所組

芝口町 新材木町 浜町 神田佐久間町 本郷竹町 浅草新堀町 浅草材木町（東大文書）  
 芝口町 新材木町 浜町 神田佐久間町 浅草材木町 神田新町（勝田家文書、本郷竹町、新堀町がなく、神田新町を加え六組となる）

## 九ヶ所組

深川元木場元番所 本所一ヶ目 本所二ヶ目 本所三ヶ目 薬研堀 聖堂下 本郷竹町 浅草材木町 浅草新堀町  
 （東大文書） 深川元木場 元番所 本所一ヶ目 本所二ヶ目 本所三ヶ目 聖堂下 米沢町 本郷元町 浅草新川  
 町（勝田家文書、深川は元木場、元番所にわかれ、薬研堀、本郷竹町、浅草材木町、浅草新堀町がなく、米沢町、本郷元町、浅草新川町が加わる。）

安永一〇年（一七八一）から天保二年（一八四一）までの六〇年間に、組の構成が、このように変化した、とい  
 う点でも、七ヶ所、九ヶ所の内容が、五ヶ所とは異った、非特権的組織であったことを想像させる。

なお、三田文書『材木問屋帳』（実は仲買のうち、本所一ヶ目組の記録）によれば、安永五年（一七七六）一月、  
 熊野間屋に対する回答を七ヶ所と「申合」たのを初出しに、常に七ヶ所・九ヶ所が「申合」を重ね、天明六年（一七八  
 六）三月の参会からは両ヶ所組が一緒に開くなど、両組の間の親近性がうかがわれる。  
 いずれにせよ、仲間は確立したのである。

## 第二節 千住八人者事件

材木仲買「仲間」が、どのような役割を果したかは、三田文書『材木問屋帳』に事例が示されており、勝田家文書

『材木仲買人別帳』に記載されている「仲間規定」と共に、ほぼ、その機能の全容は明らかとされている。

『材木問屋帳』によつて主として、九ヶ所組合について研究を進めた野村兼太郎氏は、仲買仲間の構成、機能等について要を得た紹介を行つてゐる。本稿もそれにもとづいて、若干の補足を行うこととする。

まず仲買仲間の構成では、「各小組合は毎月一回会合し、さらに年二回春秋に九ヶ所合同の寄合を開く。恐らく他の五ヶ所・七ヶ所の組合においても同様であつたろう。小組合の方は月行事で二名宛毎月交替で勤める。合同の組合は年行事で、各組合が一ヶ年交替で勤めることになつてゐる。当番に当つた年行事は前住者から、大帳壱冊、連判帳壱冊、書上写小帳式冊、年番之節扣小帳、……入りの行事箱を受取り、事務引継ぎをする。五ヶ所、七ヶ所、九ヶ所の三組の間は最初は特に会合その他のことはなく、単に共通の重要事件でもあれば、各年行事が連絡をして相談したことである。しかしこれでは不十分であつたとみえ、段々合同年会を開催するようになつた。これら会合の諸費用、その他の経費は何れも実費計算で、予め組合費を徴収するということはない。しかしここでは組合員の少い組合は負担が過重になる。そこで文政元年七月以降、大参会の費用は人別割となつた。組合の結束は鞏固のようではあるが、各組が利害相反することがある時には、直ぐ脱退する傾向がある。少くとも脱退を以て威脅する。こうした仲間われはしばしば起つたが、全体の組合から離れてゐることは相互にとって不便なので結局妥協するのが落であった。このことは個々の組合員と各組との関係に置いてもみられたようである。各個人は原則として最寄の組に加入することになつてゐるが、もしそれを好まないならば、他の組に加入してもよく、必ずしも地域別に強制されることはなかつたようである。要するにこの点については、何ら原則というべきものもなく、その時の都合に従い、地域主義を主張したり、便宜主義を唱えたりしてゐたようである。」

「彼らの商売は仲買とはあるが、実際はこれらの商品を問屋から仕入、大工その他大口の消費者に販売する役割を

していたのである。この記録にあらわれたところでも、毎年かなり多く者が加入している。もつとも他方相当数の脱落者があつて組合員の総数には甚だしい増減はなかつたようである。脱退理由には不都合を働いて除名されたのも少しあるが、大部分は『勝手につき』という曖昧な文句を使用しているが、商売不如意で休業したと思われる者が多い。材木商売には栄枯盛衰の相當烈しいものがあつたようと思われる。仲間組合の最も関心するところとなつたのは、問屋が仲買を無視して素人に直売することと、仲間が直接生産者と取引して問屋を無視することである。いうまでもなく、この二つとも仲買商の職能を無視することであるから、特に厳重にこの点を取締らんとしたのは当然である。それならば実際にこれらの規定は守られていたであろうか。多くの法規と同様、この場合も問屋側と仲買側も何れも十分に遵守しなかつたが故に、うるさく規定せざるを得なかつたのである。」

### 『材木問屋帳』のあげる仲間規定は、

#### 定

一 御 公儀様御法度之儀、急度相守可申候、尤竹丸太相場書上之儀相勤可申候事

一七ヶ所・九ヶ所一統相談之上、古来より之仕法有之候處、近來甚々未熟ニ相成候ニ付、別而此度仕法相改メ候事  
一仲買名前を素人職人江 貸候而、売買為致申間敷事

一所々出買之儀堅致申間敷候事

一諸問屋之外、直請荷物・素人荷物、決而買取申間敷候事

一諸問屋見勢先ニ而、相互ニ而牴牾相知レ不中仁出合候節、此上無遠慮名前聞糺可被申候、其節相互ニ狠リニ無之様之儀故、腹立ケ間敷挨拶致申間敷候事

一諸問屋方ニ而素人売致候儀、自身并手代ニ而も見逃シニ致申間敷候、其上七ヶ所・九ヶ所一躰ニ評議之上、其問屋ニ而

取引遠慮致候節、若心得違二而、拔ヶ買等致候仁有之候ハ、相互ニ仲ヶ間相除キ可申候事  
一諸問屋未熟成儀有之、仲ヶ間一同取引遠慮致候節、其間屋當人、仲ヶ間内ヲも、七ヶ所・九ヶ所之内江種々詫申來候共、両組年番懸合、仲ヶ間一同評議之上、何レ共急度取斗ひ可被下候、勿論、其節問屋タ両組之内懇意成仁江、如何様ニ相頼來候共、相互ニ両組之内ニ而仲拶人決アマ而相立申間敷候事

一諸問屋方、素人毫致候儀見届ヶ候仁、早速問屋行事江相届ヶ、両組仲ヶ間一同評議ニ相懸可申候、尤見届ヶ候仁より組合行事江相届ヶ候上者、仲ヶ間一同ニ引請、見届之仁江苦勞ケ間敷儀相懸中間敷候事

一大工・職人等、仲ヶ間加入之儀、堅為致申間敷候事

右之通、急度相慎可申候、万一被相背候仁有之候ハ、早速仲ヶ間相除キ申候様相極メ置候ニ付、為向後一同致連印置候、以上

寛政二丙年三月

文中にもある通り、寛政二年（一七九〇）以前から、七ヶ所・九ヶ所が相談の上の「仕法」があつたと考えられる。『材木問屋帳』本文の記載によれば、天明六年（一七八六）三月以来、両組の合同参会が行われているが、文中に「古来より之仕法」とあるので、恐らく、それ以前に、この規定があつたのであろう。特に注目すべき点は、七ヶ所・九ヶ所を「一統」のものとして、五ヶ所に対立させていることである。（七ヶ所・九ヶ所組の性格については、改めて後述する。）

いま、さしあたって問題となるのは、寛政二年にひき続き、翌三年八月にも、さらに、「覚」という規定を再確認していることである。

享保年代、米將軍とまでいわれた将軍吉宗の享保改革をついだのは、安永元年（一七七二）、老中となつた田沼意次の

政治であった。田沼の政治は、殖産興業政策を推進することに重点があり、商品生産の成果を吸収しつくそうとしていた。天明年間（一七八一～八八）だけでも、一三〇の業種の「仲間」が公認され、それぞれ、冥加金、運上金などを上納するようになつたとまでいわれている。

だが、田沼政治が、都市の特権商人を把握しつつ、殖産興業をすすめようとしたことは、新興商人層の反対を招かずにはいなかつたし、商品流通にまきこまれて、分解を促進させられた農村には、天災とかさなつて、大ききんが統き、江戸ですら、大規模な打ちこわしがまきおこされるという有様だつた。

こうしたなかで、天明七年（一七八七）、松平定信が老中首座となつて、いわゆる「寛政の改革」を行い、重農主義と商業資本の抑圧による封建体制の再編成をすすめようとしていた。

寛政二年、三年（一七九〇、九一）といえば、定信の治世が、五年七月の挫折を前にもつとも強化されていた時点であり、材木仲買が、仲間規定の再確認をくりかえし行つていることは「仲間」体制の動搖と関連して考えねばならない。しかも、定信失脚の翌寛政六年（一七九三）には、いわゆる「千住八人者事件」が発生、江戸材木仲買は、地方商人の進出におびやかされることとなつた。

事件は炭薪竹木問屋仲間である、川辺一番組が、仲買仲間に一言のことわりもなしに、千住仲買問屋と名のる八人を承認したことからはじまつた。千住は御府内外にあり、当時の勘定奉行久世丹後守広氏の承認にもとづいて行つたのではあつたが、江戸材木仲買にとって、寛政四年（一七九二）一〇月、「千住口、行徳口、新川辺出買之儀ハ決而御無用」と惣仲買が取替した「覚」が、官許で破られることになり、指をくわえて引下がるわけには、どうしてもいかなかつた。

七月一八日、五ヶ所、七ヶ所・九ヶ所代表の相談が行われ、まず、川辺一番組とは交際しない、従つて、仲買中で

取引したいものはしてもよいが、遠慮してほしいということが申合わされ、八月一日から実行された。川辺壱番組材木問屋中でも、板材木問屋・熊野問屋の両株をもつ九軒の問屋などは、「古問屋組ハ相改板材木問屋熊野問屋之株ニテ取引致度趣大行事衆々申来」という状態になった。

紛争は、八、九、十月と続き、この間、仲買仲間では、八月一日「右千住一件ニ付仲間相談相背候者有之候ハ、仲間相除キ可申候」と、印形をとって結束を固め、さらに、これまでに、古問屋との約束で、三番組、四番組、五拾八番組の「右三組ニ而ハ板挽木類決而売買不被成」ということになっていたのを「勝手次第に売買可致」「何ニ不寄取引可致」旨を仲買仲間に触れ、営業を維持しつつ、古問屋のみボイコットする体制を作り上げ、このための「諸入用何程相掛リ候共、割合之通無異儀差出し可申候」と、印形を仲間から集め、万全の準備をすすめていった。

こうした紛争も、一月になって

一千住一件之儀、度々八丁堀いせや伊兵衛方江 参会致候上、勿論五ヶ所、七ヶ所、九ヶ所共行事、其組壱ヶ所ニ武人宛罷出、數度之寄合<sup>(合競力)</sup>ニテ、吉問屋行事衆<sup>(合競力)</sup>相掛候所、川辺武番組ニテ中州屋八右衛門殿仲人ニ相定、千住材木屋之儀ハ、ちゝふる出候荷物斗壳遣、其外余國<sup>(合競力)</sup>出候荷物等、決問屋<sup>(合競力)</sup>ニテ売買致不申候趣ニテ、一決致候、依之千住一件之義者、一同承知之上、川辺古問屋一番組与和段<sup>(合競力)</sup>ニ相成、是迄通り相互ニ心安、致取引候様相極り申候

一川辺古問屋壱番組仲直り、兩国京屋平八方ニテ五ヶ所ニテ壱ヶ所<sup>(前)</sup>武人つゝ、七ヶ所ニテ壱ヶ所<sup>(合競力)</sup>武人つゝ、九ヶ所ニテ壱ヶ所<sup>(合競力)</sup>武人つゝ、九ヶ所ニテ壱ヶ所<sup>(合競力)</sup>武人つゝ、九ヶ所ニテ壱ヶ所<sup>(合競力)</sup>武人つゝ、九ヶ所ニテ金五両、土産に差出し候事

という解決をみて終った。

この解決は、たとえ、千住材木屋が「ちゝふる出候荷物斗壳遣」と約束したとしても、早晚失敗することは明らか

であった。何よりも、仲買側が、当初の意気込みに反して、六〇〇名の仲間から、僅か四一人の代表によつて、この解決を進め、「惣振舞」に酔いしつけてしまつたことに、その原因の一つがあつた。事は、材木仲買全体に関わる問題であり、少くとも、運動の開始と終結に当つては、全仲間の「寄合」を必要としたにもかかわらず、当時の仲間行事は、「諸入用」のみ徵収して、それを自らの享楽の機会に「諸入用」として散じてしまつたのである。

こうした解決法の失敗は、文政一〇年（一八二七）、三〇数年後に、再び問題を起し、天保八年（一八三七）にも、三度び解決のために話しあわねばならなかつたという事実が示している。

文政一〇年（一八二七）の事件は、文政九年に発生したもので、三田文書『材木問屋帳』には、僅かに、文政九丙戌九月中ムダツ來ル亥年五月迄、千住一件御府内惣仲買共引合ニ而、度々寄合、尤千住八人筏宿之者共、此度相改、子息又者身寄之者共ヲ以、御府内仲買仲間、加入可致旨、御番所ニ而被仰付候ニ付、則古八人之參加入致候とあるだけで、詳細を知ることはできない。一方、勝田家文書『材木仲買人別帳』余白の記録によれば、

一文政九丙戌年四月三日、三間屋ムダツ千住八人者事、右間屋内、中屋忠藏ムダツ千住江 売渡候一件ニ付、筒井伊賀守様御奉行所御訟訴申上候

右一件同年十二月六日、仲買大行事被召出、先年、久世丹後守様御役所之御趣意有之間、御府内仲買仲間江 加入為致候様、程々之御利解被仰聞候間、惣仲間一同相談之上、御受可仕旨奉申上候

懸り大行事

新材料町

七ヶ所年番

神田佐久間町

戊ノ十二月

筒井伊賀守様御番所にて、懸り大行事江程々御利解被仰聞、仲間規定、仕法等至迄、急度申聞候間、加入致べく様被仰付候ニ付、依之、文政十丁亥年三月十四日、三間屋並千住一件相済候故、同四月中、千住八人之衆、此度相改御府内材木仲買組江新規加入被致候

とあつて、さらに、天保八年（一八三七）の勝田屋文書では、

## 対談申一札之事

一御府内竹木仲買一統仲間為取締、都而規定有之候内、□取廻り之儀者、古来々仕来有之候、□及□候、右ニ付今般對談之上、当所川口着竹筏荷物之儀ニ付、左之申合取極仕、尤□川筏之儀、拾式ヶ年以前迄、当所ニ而附船いたし充買仕来候處、其砌者当地渡世筋之受ハ相除、御府内竹木仲買ニ限取引致來候、然所去ル文政十亥年中、三間屋衆々當所八人之者相手取御訴訟ニ相成、懸合之上、間屋・仲買之規定相立、一同相談之上、我等組合八人之義ハ御府内材木仲買最寄ニ付、七ヶ所之内浅草材木町組江加入致、規定之通渡世可致旨取極、出入内済ニ相成候、依之、竹筏之□千住□ニ而水揚致間敷候旨□而、三間屋衆、其外御一同御對談も有之候儀ニ御座候間、以来、我等兩大方江送り來候竹筏之□者、橋場町伊勢屋新兵衛殿、武藏屋半次郎殿、兩家江□下々壳ニ可致候間、御立合之上、直段等為御掛合可申候、尤當所ニ而山筏之假取捌方、決而致間敷候、後日対談申一札仍如件

天保八丙年十一月

(無署名)

とある。この最後の証文は、草稿と見られ、署名、宛先を欠いており、「我等兩人」の内容を明らかにしていないことは残念であるが、それでも、「千住八人者事件」の内容が、元文四年（一七三九）一一月の、靈岸島材木商事件、延享二年（一七四五）の角木事件と同様、寛政六年（一七九三）、文政一〇年（一八二七）、天保八年（一八三七）の三回とも、

いずれも、仲買が問屋的性格をもつてゐることから発生した紛争であることは推定できる。

江戸商業の発展のなかで、林産業そのものが、資本制生産に転換しつつあったことを背景として、問屋・仲買の区分は（両者の資力から見ても）必ずしも明確ではなくなりつつあつたといえる。いわば、再び江戸創業期の自由が要求されはじめたのであろう。

### 第三節 江戸材木仲買の実態

残念ながら、江戸材木仲買の業態について知ることのできる資料は、皆無といつてもよい。僅かに、仲間規定その他によつて、若干を想像することができるにすぎない。

勝田家文書『材木仲買人別帳』に収められた、文政元年（一八一八）から天保七年（一八三六）に至る間の九回にわたる「仲間規定」は、恐らく、浅草材木町組という小組の内規と思われ、それだけに、業態についてもふれている面が多い。

まず、文政元年（一八一八）の定を見てみよう。

定

近來、仲買不取締ニ有之候故、自問屋ニ而茂素人充専ニ被致趣致見聞候、全仲買組合不取締故ニ候、右ニ付、向後為取締相談及、左之通取極候事

一人別帳巨細ニ相改可申事

一店、輪木無之仁、組合ニ有之候ハ、此度兩様之内為相補理可申候、新規加入有之節、店、輪木無之仁者、為致加入間敷候事

一向後新規加入有之節者、其町内而身元篤与相糺、組合一同廻状を以触流、最寄違等者勿論、故障等無之候ハヽ、左之通振舞金請取、為致加入可申候

一其町内江

金五両

一五ヶ所江

酒壺樽但金五百疋  
看一折 同金百疋

一大行事江

右同断

一本材木町組統  
麹町拾屯丁目組江

右同断

一七ヶ所江

右同断

一九ヶ所江

右同断

一式ヶ所江

右同断

メ金拾四両

子息方手代衆店被差出候節者

一其町内江

蒸籠 三荷

一惣組江

同 壱荷宛

一大行事江

同 壱荷

メ九荷

但致養子候節、養子弘<sup>ハ</sup>五ヶ年相立、店被出候仁有之候ハヽ、右同様弘<sup>ニ</sup>而為致加入可申事  
一手代加入之節、其主人<sup>五</sup>五ヶ年相勤候後店被出候者、右同様之弘<sup>ニ</sup>而為致加入可申事

前書加入有之節者、其組年行事<sup>ハ</sup>大行事江 可被申達候事

一、惣組合之内、商売被相休、触流差出候後、又々商売相始候節者、新規加入同様之加入金可差出可申事  
一組合之内商売向勝手<sup>ニ</sup>付被致転宅節、何れ之組江加入有之候共、子息方別家之通弘差出為致可申事  
一間屋<sup>ニ</sup>而致素人売候仁、早借名前<sup>ニ</sup>而被致商候仁有之候節者、右之趣恥<sup>ヲ</sup>見留候節、其趣大行事迄可被伝通候  
前書問屋者、自法之通絶交、致取引間敷候、御見留被成、被仰聞候御町内<sup>モ</sup>、御骨折為御酒代<sup>モ</sup>、左之通惣組合  
致御挨拶可申事

一酒壺駄

但金千疋

一看壺折

但金貳百疋

前書之通一同承知之上、致連印候、以上

文政元寅年六月

この「自法」より、開店の条件として挙げられているのは、

1、店と輪木（林場のことか）を所持していること。

2、同一町内の仲買仲間の調査を経て、組合一同の承認のあつたさい、初めて加入を許される。

3、仲買仲間の加入金は一四両である。

という三点である。

店舗としては、店と林場を必要とするることは当然であり、その他、川岸の積置場も必要であったにちがいない。また、問屋への支払いに必要な資本準備も考え合わせると、開店に当つては、最低でも数百両の規模が（文化、文政年代では）必要であったと考えられる。

それにしても、新規加入には、厳重な条件が附されており、一般には、「子息・手代の開店」「休業後の再開」「転

宅」「株譲受」などの事情による者が、開店に当つて有利であったと考えられる。三田文書『材木問屋帳』に見る限りでは、休業（廃業）と新規加入（開業）は、ほぼ相殺するようであり、勝田家文書『材木仲買人別帳』末尾の、嘉永五年九月（一八五二）の記事中に、「凡人数六百人見積」とある人員が、中期以降、ほぼ固定した仲買の総数と考えてよいであろう。

こうして、開店した場合、従業員数は、どの程度であったかは、僅かに、勝田家文書『人別書之覚』が、万延元年（一八六〇）から慶応四年（一八六八）という特殊な時点での記録を残しているにすぎない。一応の参考までに記すなら次の表の通りになる。

この表によれば、男子は少くとも一二、三歳から奉公するものがあり、女子も一五歳を最年少として奉公している。女子の場合は、二三歳が最高（退職時）年齢であることからも、明らかに嫁入前の行儀見習的要素をもつと思われる。一方、男子の場合は、武藏が、三〇歳に達して、はじめて他家へ養子縁組をさせてているので、恐らく、独立する年齢は、その時点であつたと思われる。

勝田家の当時の商品有高は、ほぼ三~四、〇〇〇両と『店勘定帳』に記録されており、回転数等が全く不明であるが、それでも、五六名の従業員によつて営業をすすめていたとすれば、定着率の低いこともうなづけよう。彼ら奉公人は、次のような奉公人請状を差出して、奉公についた。

#### 奉公人請状之事

一此榮助申者、生國能存、慥成者=御座候=付、我等請人=相立、当亥九月五日來ル子八月晦日迄、壱ヶ年給金四両=相定、只今為取替金壱両慥=請取、貴殿江御奉公=差置申候處実正=御座候、此者儀=付出入、差構無御座候事

## 勝田家奉公人表

		万 延 元	文 久 元	※ 2	3	※ 元治 元	※ 慶 元	2	3	4
太政清仙武三宗由忠米喜清	吉吉吉吉吉吉吉吉吉吉吉吉	13才 12才 19才 25才 23才 16才								
次	次					?				
						20才				
						11才				
						16才				
							15才			
							12才			
つとか加かはさふなふきもは	ねのもねねねつくじつくくとつ	19才 17才 21才 20才	——	——	20才	19才 21才 20才				
男		6	3	2	6	3	3	5	5	4
女		4	3	1	3	0	0	5	3	3
		10	6	※ 3	9	※ 3	※ 3	10	8	7

※は人別帳控に全員の記入がない。

一御公儀様御法度之儀者不及申、御家之御作法等為相背申間敷候、猶又此者儀付、金銀出入者不及申、病氣亦者如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、早速我等方江引請、急度拝明、貴殿江少し茂御苦勞相掛申間敷候事  
 一宗旨之儀者代々淨土新宗ニ而、寺ハ下谷池之端忠綱寺且那紛無御座候、御法度之宗門ニ而者決而無御座候、則寺手形者我等方江取置申候、御入用之節者何時成共且那寺御引合可申候、且又御氣入不申候ハ、御給金成共、人代成共、貴殿御差図次第、少し茂御苦勞相掛申間敷候、猶又、此者御氣入、何ヶ年ニ相勤候共、此手形ヲ以我等請人ニ御座候、尤相定之年之内ニ、決而御暇願ひ申間敷候、且又我等義、他国仕候歟、又者所替名前、印形等相改候ハ、早速貴殿御届可申候、為後日請状依而如件

浅草新鳥越 壱丁目

太兵衛店

請人 宗吉 印

人主 忠七 印

文政十丁亥年

九月

勝田屋

茂左衛門殿

「一季限」を禁ずる幕府法令の中で、少くとも一八世紀には一般的に一年限りの契約が多い。取替金の性格は明らかではないが、勝田家に伝存する六通の奉公人請状では、壱両二名、壱両貳分三名、貳両一名となっている。また、給金は、三両貳分一名、三両三分二名、四両二名、四両貳分一名となっている。(なお、横須賀市浦郷町、石渡家文書は、網元の奉公人請状六通があり、年期六ヶ月より九年間まで、取替金は一分から一両二分まで、給金は年一両一分より二両となっていることがわかる。時点は享保末から文化初までで、文政末年とは九〇年前後の開きがあるが、

その年代差、時代差を考えた時には、勝田家の水準は、ほぼ平均的なものと考えてよいであろう。石渡家文書については、横須賀文化会議刊『よこすか』第一号、六五年一月刊、所収、江田豊「片すみに忘れられた一史料におもう」による。

こうして、奉公しても、僅か一ヵ月で暇を出されるものもあった。文政一〇年一〇月一〇日、取替金一両二分、給金三両三分の約束で奉公した半兵衛は、一二月一日には「御暇被下」、次のような引取状が差出されている。

#### 引取申一札之事

一此半兵衛と申者、我等請人に罷立、貴殿方江御奉公差置申候處、此度御暇被下、則當人并衣類共不殘引取申候處寔正也、然上者半兵衛儀一付、何様之六ヶ敷儀出来仕候共、貴殿方江少茂御苦勞相掛申間敷候、為後日引取証文仍而如件

この引取人は、請人仁三郎となつてゐる。引取の際、取替金をどう扱かつたかは、半兵衛については明らかでないが、万延元年（一八六〇）一〇月二日、暇をとつた召仕かねの場合には、八月一二日に「長暇願出」で「取替金差遣し申候儀入置相済申候」とあるので、取替金は給金と相殺で返済したものらしい。しかし、三〇歳まで勤めた武蔵（太兵衛と改名）の場合、他家へ養子となつて退職したと思われるが、取替金については記載がない。取替金について、どのような慣習があったかは、全く不明である。

いずれにせよ奉公した丁稚は、一〇年余の年季を経て、手代として扱われるようになる。そして、手代はまた、「手代組」として、仲買組合のなかに、一つの組織をつくるまでになつてゐる。手代組は、三田文書『材木問屋帳』にある限りでは、親組合に準じた扱いをされており、手代の組合創立は、安永六年（一七七七）のことと思われ、手代のいない町内もあるので、すべての丁稚が手代になれたとは考えられない。

こうして、手代としての訓練を積み、幸いにして、別家、或いは株譲渡を受けて独立する機会が与えられたものは、極めて僅かであったに違いない。独立の際は、前述のようにまず、仲間小組の審査を経て、惣組の承認を得ると、振舞金（加入金）を差出して開業するのである。

江戸においては、材木商は町別に集住しており、『江戸鹿子』（貞享四＝一六八七年刊）によれば

炭薪屋 木挽町河岸通、新橋南河岸通、浜町、向柳橋牛込堀端、芝三田新堀端、芝橋西河岸、南八丁堀、北八丁堀、

靈岸島、鉄砲津、木挽築地、四谷塩町、此所へ在々より出る也。

材木屋 本材木町、新材料町、北八丁堀、舟間堀通、深川、鉄砲津、茅場町、靈岸島。

竹屋 京橋竹町、新橋竹町、粂町拾丁目、浅草駒形近所、四谷御門外、本所一ツ目橋近所。

樽木屋 日本橋西河岸、中橋大鋸町・桐ノ木此所ニ有、鉄砲津、深川。

などが、材木関係者の集住した地域として知られている。

勝田家文書『材木仲買人別帳』は、天保一二年（一八四一）一月作成のものであつて、ここに記述されているヶ所組、小組の構成がそのまま、江戸初期から続いたとは考えられないが、株仲間の性格からして、基本的には類推できるものであったと思われる。

つまり

五ヶ所組（九二名、触下一三六名）

七ヶ所組（七八名）

九ヶ所組（一一八名）

二ヶ所組（一三一名）

計四一九名（触下を含め五五五名）

という、大まかな構成となつてゐる。このヶ所組は、必ずしも固定したものでなかつたことは、第三章第一節で紹介しており、ヶ所組内の各小組は、地名を冠しているとはいゝ、必ずしも、その構成員が、その地名の土地に居住（営業）しているわけではない。小組やヶ所組は、単純な地域団体ではない。だが、同時に、その地名には、それぞれの団体の成立事情がひそんでいるようである。

五ヶ所組の主力は本材木町組であり、江戸開府以来の御用商人であるとの系譜をもつ。七ヶ所組の主力は浅草材木町組であり、沽券状もないような草創町人と、千住方面の新興商人の集団であるらしい。七ヶ所組の主力は本所・深川にあり、武ヶ所組の主力は、大伝馬町と、芝・麻布の品川口方向にあるなど、きわめて地域集団としての性格を濃厚にもつてゐるようである。従つて、強いて特色を擧げるなら、五ヶ所・特権グループ、七ヶ所・在地グループ、九ヶ所・二ヶ所・新興グループともいえるであろう。

いずれかの小組に加入して開業した上は、仲間規定を守つて、営業を続けることになる。寛政二年（一七九〇）の、九ヶ所組合が差出した「商売規」を見れば、扱品目としては

竹丸太角類一式

板質小割物類

杉皮并屋根板山戸類

があげられ、建築用材を一手に扱つていてることがわかる。

こうした商品の仕入先は、もちろん、板材木問屋熊野問屋、川辺一番組古問屋、川辺竹木問屋などに限るわけで、その支払いは、五節句払いであつたらしく「取廻荷物」と称するものだけは、毎月十四日、毎日の支払いとなつてい

た。（天明二年五月三田文書）

しかし、寛政三年（一七九一）八月の「覚」が強調するように、問屋の素人売と共に、仲買の「山方」あいには「直受」も少なくはなく、前節でとりあげた、千住八人者事件が続発する状態であった。一八世紀～一九世紀初めにかけて、江戸の町々は一定に整備され、江戸商業はすでに、在郷商人を脅威的存在と見る状況であったから、材木仲買商も又、営業の安定と発展のために、仲間規定そのものを障害と感ずるものすらあったのである。

江戸商業のなかで、一応低滯的存在と考えられる材木仲買の間にすら、このような動搖が広範に生れてきたところに、いわゆる「天保改革」を必然とするものがあつたのである。

## 第四章 新時代の開幕

### 第一節 株仲間禁止令と再興

享保・寛政・天保の改革は、幕政史上の三大改革として余りにも有名である。天保二年（一八四一）五月一五日、江戸城内で「御改革の儀、御代々之思召は勿論之儀、取分享保寛政之御趣意に不違様思召候ニ付」「是迄仕来候事たりとも、筋合に違ひ候儀は改革いたし、何事も正路に御為第一に取計」えという布告が読み上げられ、さらに、江戸、大坂の市民にまで通達され、天保改革の第一歩がふみ出された。

この布告にある通り、天保改革がおし進めた僕約令・奢侈禁止令・風俗取締り等は、いずれも、享保・寛政の両改革の基本線上に立っているものであつた。しかし、商業政策の面から見るとときは、各改革の主眼に大きな変化があ

る。享保改革で、問屋仲間が公認され、寛政改革では、問屋仲間の機能を利用することで、物価下落を推進しようとした幕府は、天保改革では、問屋仲間解散令を発したことが大きな特色である。

一二月二三日、「問屋共不正之趣茂相聞候ニ付、上納不及、向後諸問屋仲間組合停止」が命ぜられた。当初、いわゆる菱垣廻船積問屋（十組問屋）のみを目標として発せられたこの解散令は、文化一〇年（一八一三）以来の、毎年一万両にも及ぶ冥加金上納を中止し、商品流通を広範に解放することで、物価下落をねらった政策であり、それだけに、一方では、新興商人層の抬頭という事実を前提としているものであった。

翌天保一三年（一八四二）二月二九日朝、諸商人等は自身番に呼び出され、「組合相立候義者難相成被仰出候ニ付、諸商物手広ニ引請、直安ニ商売致候者勿論之事ニ西、若□木同商賣致候者も、新規故を以差障候共、直安ニ商売致候分者差障難相成」と告げられ、それぞれ連印を行わせられた（三田文書『材木問屋帳』下、四八丁）。

その禁止は、極めて広汎で、「諸商問屋、仲買名目、株等之儀不相成」と指示し、材木商の場合も、材木問屋・材木仲買とはいわず「材木屋」と称することが要求され、「當時仲間行事相止候」ということになった（勝田家文書『材木仲買人別帳』）。さらに、幕府は、江戸町中の名主中から四一名を選んで諸色（物価）掛を命じ、直接、末端機構を通じて、物価統制に乗り出そうとした。

しかし、このような形で、一挙に仲間を解散させることは困難であった。例えば、勝田家文書『材木値段書上帳』には、末尾の覚によれば、天保一四年（一八四三）七月、「元仲買仕来、売徳、運賃、板尻、木挽共差加<sup>モ</sup>、直段書、諸式御掛名主態井様迄奉伺置」「御書上直段ニ不抱、引合ニ相成候品精々下直ニ売捌可申旨、諸式方<sup>(色)</sup>被仰聞趣、承知仕候、此段一同江示談可致候」と、神田佐久問町が代表して、七ヶ所連名しているものである。物価下落の手段として仲間の解散を命じながら、仲間を通じて、物価調整を行おうとしているところに、興味深い

ものがある。この「直段書上」は、これまでの研究で、五ヶ所組のもつ特権とされていたが、勝田家文書、三田文書等によると、「古來より仕事」として、各ヶ所組ごとに直段書上が行わっていたものを、文政四年（一八二二）一〇月、はじめて「先規不構時々売々直段大行事より書上可仕旨」が命ぜられたものである（勝田家文書『材木仲買人別帳』）。しかし、文政一二年（一八二九）三月、神田佐久間町よりの出火で、江戸大火のさいは、五ヶ所、九ヶ所、七ヶ所のそれが直段書上を行つたことも記録されており（三田文書『材木問屋帳』）、天保改革の際も、非常の節として行われた措置ではあるが、再興後にも、問題を残す措置の一つであった。

天保改革を推進した老中水野忠邦が、弘化二年（一八四五）二月に失脚、阿部正弘が老中首座となり、三月に遠山左衛門尉景元が江戸南町奉行に返り咲いたことで、天保改革の方向が転換することは、ほぼ予定されるに至った。一〇月、遠山は株仲間再興の意見を上申、却下されたものの、翌三年（四六）正月の江戸大火、七月の洪水等で物価が高騰すると、前南町奉行筒井紀伊守政憲や遠山から、さらに、問屋・仲買の再興が主張された。

嘉永元年（一八四八）四月、七月と相次いで遠山は問屋復活を要望、幕府も町年寄館市右衛門等を通じて、実情調査を開始、同三年（五〇）一一月、館から上申書が出され、ほぼ、その意見に基いて、嘉永四年（一八五一）三月九日、問屋組合再興令が発せられるに至った。その内容を『材木問屋帳』は、次のように記録している。

去丑年（天保一二年）菱垣廻船積仲間問屋共々冥加金上納致来候処、問屋共不正之趣<sup>茂</sup>相聞候ニ付、上納不及、向後諸問屋仲間組合停止被仰付候、其以来商法相崩、諸品下直ニモ不相成、却<sup>而</sup>不融通之趣相聞候ニ付、此度問屋組合之儀、都<sup>而</sup>文化以前之通<sup>リ</sup>再興申渡、以弥冥加金上納之御沙汰者無之候間、其旨存、諸物価際立引下ケ、メ売メ買<sup>ハ</sup>不及申、品劣掛目減等之義無之様、一切正路売買可致候、且新規仲間加入之節、当分之礼金、振舞等為致候儀者御法度之趣、前々<sup>タ</sup>御触之有、享保度諸職人、諸商人組分執極節<sup>茂</sup>、新規商売取付候者<sup>茂</sup>有之節、同渡世之妨申間

敷段、申渡も有之儀ニ而、薬種問屋、両替屋、岡島問屋、水鳥問屋、歴問屋等之類、人數被定候儀者有之候得共、其余新規商売相始候義を被禁候義ニハ無之候間、此度問屋組分再興申付候逆、文化度之株札等相渡候義者無之、人數之増減ハ勝手次第之事ニ付、右筋合申合、手狹窮屈之自法相立候儀者決而不致、併其渡世柄ニ付、無拠人數不定ニ而、者差支候儀有之候品、吟味之上、明白ニ其いわれ無之候而者容易難聞済義ニ付、其段相心得、文化以来之商法不流、質素儉約を第一致、諸事奢侈僭上之儀無之様相憶、深く太平之御仁徳奉仰、分ニ之渡世永統致、御城下ニ安住致候冥加極を相弁、四民暮方便利之儀を厚く心ニ、実直ニ産業を営候様可致、此上心得違ニ而訴出候者有之候ハ、召捕吟味を遣、嚴重ニ御仕置申付仕義、寄家業被放候間、不取締之義聊無之様、精ニ厚可申合候

右之趣申渡候ニ付ニ而、問屋組合共都ニ前ミニ不抱、現在之姿ヲ以取調、其方共ニ當日前之者共相除候義者勿之論儀ニ付、右等之所煥儀無之様、厚取調可申立、其上篤与穿鑿ヲ遂、夫ニ可及沙汰間、夫迄者諸商人、諸職人共、全當時之振合相心得罷在、右申渡以前家業筋付、何事も訴訟申出候義難相成候、若心得違ニ而訴出候者有之候ハ、町役人共迄曲事たるへく候矣、其旨能ニ可相心得事

右之通、於町御奉行所、被仰渡候間、此旨町中不洩様、早ニ可相触候

三月九日

町年寄 役所

このような、仲間再興を受入れる条件は、すでに材木仲買の中にできていた。例えば、勝田家文書にある仲買人別を見ると、浅草材木町組では株仲間禁止後の弘化四年（一八四七）、嘉永二年（一八四九）、嘉永三年（一八五〇）と各一名が、それぞれ「蒸籠代・金壱両」を差出して「新規加入」したと記録され、問屋再興令の発令された嘉永四年（一八五二）三月には、一気に一二名が、蒸籠代金五百疋（弐分）を差出して加入している。なお、浅草材木町組（七

	年 次	加 入	休 業	現 在 数
A	文政12以前	(8)		22 (14)
B	文政12 (1829) ～天保12 (1841)	9	1	30
C	弘化 4 (1847) ～嘉永 3 (1850)	3		33
D	嘉永 4 (1851) ～同 6 (1853)	18	(4)	47
	計	38	(5)	

ヶ所) の人員増減は、次表の通りとなつてゐる。若干の説明を加えると、恐らく、文政一〇年（一八二七）以前の同組人員は一四名であり、千住八人者が加入したことで二三名となつていつたものであらう。B段階では一三年間に九名の加入で一名の脱退（休業）、C段階は一〇年間に三名の加入、D段階では三年間に一八名の加入（四名の休業は、年次不明の者を便宜的に、ここに摂入した）で、再興令の影響が絶大であったこと、しかも、その増加テンポは文政年代以後、蓄積されつづけたものであることを示している。

問屋再興は発令されたものの、材木仲買が仲間を再建するには、若干の時が必要であった。『材木問屋帳』には、亥七月（嘉永四年）の覚を「大行事 本材木町、元九ヶ所年行事」と、「元」と誌している。翌嘉永五年（一八五二）正月八日、町奉行より、改めて問屋・仲買の区分、素人直売の禁止が通達されてから、仲間再建の動きは活発化したようで、七月二九日、材木三問屋と仲買仲間との間に話合いがついて、旧来通り問屋・仲買の業態区分を行うことが約束され、一〇月一五日には、「仲買惣人別帳」を問屋へ渡し、素人売禁止の手段とすることも行われた。

しかし、ここでも、再び、仲買仲間内で紛争が発生した。それは九ヶ所組所属の深川元木場組（三七名）内の角屋一七名が、この人別帳への調印を拒否したのである。角屋の主張は、要するに五ヶ所組同様、「私共商内品直段直々奉書上」たいと、これより先二月二〇日に申出て、九月中に公認されていたことに起因している。角

屋たちは、三間屋に対して、独自の名前帳を配り、五ヶ所組の下には立たないと宣言した。これに対し「仲買惣仲間衰微滅却之基」であるという判断から、仲間から反論が出されたことはいうまでもないが、ついに、「角屋同盟」という形で、この対立は解決されなかつた。

角屋の要求は、直段書上→御用材納入ということで、五ヶ所組の特権を排除し、自ら御用商人に上昇を計画したのであつたが、時代は、すでに激動期に入ろうとしており、いわば小さな分け前の争いにしか過ぎなかつた。

## 第二節 横浜の開港と江戸の終幕

嘉永六年、入札問屋と角屋同盟（仲買）が、角材販売独占に血道をあげていたところ、「太平の眼をさます上喜選」が来襲した。当時、捕鯨船と軍艦の基地をアジアに求めていたアメリカは、日本を植民地とするために、アメリカにある、最優秀の艦隊を日本開国のために投入した（アメリカが、日本をフィリピン同様にすることができなかつたのは、当時の日本人の激烈な攘夷運動と、中国やインドにおける反植民地運動の激しさが、アメリカ拡張主義者に「平和」の仮面をかぶせたことは、今日では常識となつていて）。

このことあるを知りながら、国民には知ることを許さなかつた幕府は、この非常時に当つて国民の協力を組織することができず、進んで半植民地的な条約を受入れ、外国勢力の力を支えとして、折から成長しつつあった反幕府勢力を弾圧し、幕府の延命策をはからうとしていた。

安政六年（一八五九）七月四日、戸数わずかに五〇戸にすぎなかつた一寒村・横浜がにわかに脚光をあびるに至つた。だが、この横浜の開港が、材木仲買に、どのような影響を与えるか、見抜くことのできる者は、特殊な地位にいた数人にしかすぎなかつた。

勝田家文書『店勘定之帳』は、天保一三年（一八四二）から、明治二年（一八六九）に至る激動の二七年間の大福帳であり、その記載そのものから、営業の実態をつかむことは極めて困難であるが、一見して判明するのは、1、安政六～七年（一八五九～六〇）の間、經營を仁兵衛にあずけていること。

2、この二年間は、錢を七貫文～一〇〇貫文も集めていること。

3、明治一～三年（一八六九～七〇）も同じく、錢五二〇貫文～九五〇貫文を集めていること。

の三点である。小判や小粒銀でなく、錢貨を集めるのは、いわば「疎開」の準備であり、安政六～七年の段階では、恐らく、店の經營を他にゆだねて、自分は疎開したと考えてよい。このように、激動に身を処することができなくなつたところに、封建体制下の商業人のみじめさがあつた。

しかし、みじめさのみがすべてではない。横浜に早くも着眼した業者も、僅かながらは存在していた。神奈川開港に先立つて、安政五年（一八五八）一二月三〇日、江戸町奉行は、江戸問屋に神奈川（横浜）への出店を奨励した。こうして、安政六年七月現在で、横浜商人（出身地の判明する）七一名中、江戸三四名、神奈川一二名、保土谷六名、駿府二名、下田二名、その他一六名という具合に、半強制的に、江戸から集められた商人が中心地を占拠していった。

これらの召集商人が、家の建築すら、とまどつて進まない時、冒險投機商の何人かは、袖の下をふりまいてまで集ってきた。材木商の場合も專業という形ではないが、神奈川（横浜）へ出て、事業を開始する者もあつた。

材木屋新助

太田屋豊次郎

亀屋和助

肥前屋小助

宝田屋太郎右衛門

下總屋清吉

深見屋河合松右衛門

などの人びとが、開港の翌年には、すでに、横浜で活動を開始していた。さらに、未専有の建設ブームのなかで、清水嘉助、高島嘉右衛門らが登場して来る。清水嘉助とは、いうまでもなく、今日の清水建設の基礎を築き上げた初代のことであり、建築師であると共に材木商でもあった。また、高島嘉右衛門も又、建築師であると共に、材木商であった。

これらの材木商が仲買であったか、問屋であったか、今日では確めようもない状態ではあるが、そのことは、逆に、材木業界のあり方について、何らかの将来の方向を示すものともいえた。

新開地横浜には、資力の大きい材木業者のいないこと、一般民需の限られていること、貯木場のないこと、労働力の不足したことなどで、いわゆる問屋の成立する基盤はなく、「風が吹けば材木相場が三割も上る」とまでいわれながらも、青梅丸すら六郷河口から筏で深川に行き、さらに横浜に回漕され、紀州・熊野材も一たん江戸深川に入つて、さらに横浜に回漕され、横浜の材木問屋は成立しなかった。

しかも、外国、幕府を問わず、公・私の建造物の建設は急がれ、大量の木材が消費されていくという事実は、單なる材木仲買の処理するには、余りにも巨大な商品流通の量と速度であった。そして、このような商品流通の形態こそ、封建制社会をうちたおす、資本主義革命の第一歩であった。材木業者は、江戸にあって、横浜の発展に目をうばわれ好むと好まざるとにかかわらず、革命は迫りつづった。材木業者は、江戸にあって、横浜の発展に目をうばわれ

ていたが、そのかげに倒幕の統一戦線の結成が進み、徳川三百年の歴史の幕は閉ざされようとしていた。

△終△

### 参考文献

- 拙稿 「勝田家文書」(一) (『聖心女子大学論叢』第二十集)  
「申伝」、「由緒」、「観世音・護法神・起立感應実記」
- 拙稿 「勝田家文書」(二) (『聖心女子大学論叢』第二十一集)  
「材木仲買人別帳」
- 拙稿 「勝田家文書」(三) (『聖心女子大学論叢』第二十二集)  
「材木価段書上帳」
- 拙稿 「勝田家文書」(四) (『聖心女子大学論叢』第二十四集)  
「対談申一札之事」、「株証」、「請状」、「引取状」、「人別書之覚」、「店勘定之帳」
- 拙稿 「三田文書」——材木問屋帳—— (『聖心女子大学論叢』第二十三集)  
野村兼太郎氏「江戸材木仲買仲間記録」(『三田学会雑誌』第三十九卷第一号)
- 同氏 「問屋と仲買」——江戸材木商—— (『三田学会雑誌』第三十九卷第三号)  
西川善介氏「林業經濟史論」(『林業經濟』一四四号以下)
- 同氏 「江戸材木商の起源」(『林業經濟』一六九号)  
吉田好彰氏監修「木場の歴史」(昭和三十四年森林資源総合対策協議会発行)